

# 神奈川県立田奈高等学校PTA規約

## 第1章 総 則

(名称・事務所)

第1条 本会は、神奈川県立田奈高等学校PTAと称し、事務所を同高等学校内におく。

(目的)

第2条 本会は、保護者と教師が協力して家庭と学校並びに社会との連絡を密にして、生徒の健全な成長を計るとともに、教育環境・厚生設備の充実をはかり、併せて会員相互の親睦と教養につとめることを目的とする。

(方針・活動)

第3条 本会は、教育の振興を本旨とする民主的団体として、会員の積極的な協力のもと、次の方針に従って活動する。

1. 本会は、自主独立のものであって、他のいかなる団体・機関の支配や干渉を受けない。
2. 本会は、本校生徒の教育並びに福祉のため、他の団体・機関と情報を交換し協力する。
3. 本会及び本会役員は、その名において、営利的・宗教的・政党的団体および活動に関係しない。
4. 本会は、学校の管理・運営並びに教職員の人事に干渉しない。

(会 員)

第4条 本会の会員は、本校生徒の保護者またはこれに代わるもの（以下保護者という）、および本校の教職員とする。

## 第2章 機 関

(機 関)

第5条 本会には、次の機関をおく。

1. 総会
2. 役員会
3. 運営委員会
4. 常任委員会
5. 特別委員会

(総 会)

第6条 総会は、年度始めにこれを開き、次の事項にかかわる報告および審議決定を行う。

1. 前年度事業計画にかかわる実施報告および前年度会計の決算報告並びに会計監査報告。
2. 新役員・会計監査の選出
3. 新年度事業計画および予算
4. 規約および細則の決定並びに改正
5. その他、本会の目的遂行にかかわる重要な事項

第7条 臨時総会は、運営委員または全会員の5分の1以上の要求があった場合、会長はこれを招集しなければならない。

第8条 総会は会員の3分1以上（委任状を含む）の出席により成立する。総会における議決は出席者の過半数の同意を必要とする。但し、規約の決定・改正については別に定めるところによる。総会における議長は、出席会員の互選で選任する。議決に際し、可否同数の場合議長が可否を決定する。

(運営委員会)

第9条 運営委員会は、役員・常任委員会正副委員長・常任委員会会計・会長が召集した特別委員会正副委員長及び校長・副校長・教頭によって構成される。

第10条 運営委員会は、必要に応じて会長がこれを召集し、次の事項の審議決定を行う。

1. 総会に提出する議案を検討・作成する。
2. 他の社会的団体・機関との協力に関する必要な事項の審議決定を行う。
3. 常任委員会の立案計画等を審議検討の上、これを承認する。
4. 必要ある場合は特別委員会を設け、並びに同委員を選任する。
5. その他、全会員により委任された事項の審議決定を行う。

(その他の委員会)

第11条 常任委員会は別に定める任務達成のため計画を立案し運営委員会の承認をえて、計画の実行を担当する。

特別委員会は運営委員会で定められた任務に従い、必要な審議活動を行う。

第12条 常任委員会および特別委員会のうちの指名委員会の構成・任務その他必要な事項については細則で定める。

(役員会)

第13条 本会に次の役員をおく。なお、役員任期は一年とし、再選を妨げない。

1. 会長 1名（保護者）
2. 副会長 2名（保護者）
3. 書記 若干名（保護者・教職員）
4. 会計 若干名（保護者・教職員）

第14条 役員は、指名委員会の推薦により総会において選出する。

第15条 役員は、次の事項を行う。

1. 会長は本会を代表し、会務を総括するとともに、総会および運営委員会ならびに役員会を招集する。
2. 副会長は会長を補佐するとともに、会長に事故がある時は、その職務を代行する。
3. 書記は総会および運営委員会の議事を記録するとともに、必要な文書の作成、その他庶務事項を処理する。
4. 会計は本会の予算に準拠し、本会の会計を処理するとともに、総会において決算報告を行う。

（会計監査）

第16条 本会に会計監査2名をおく。会計監査は本会の会計を監査するとともに、総会において監査報告を行う。又、必要があれば各種委員会に出席して意見を述べることができる。

第17条 会計監査の任期は一年とし、再選を妨げない。

### 第3章 会 計

第18条 本会の経費は会費その他の収入をもってこれにあてる。

会費は生徒一世帯あたり月額350円とする。

但し、特別の事情がある者については、申請により、これを減免することができる。

第19条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

### 第4章 規 約 の 改 正

（改正）

第20条 本規約の改正は運営委員会において検討の上、総会において3分の2以上の賛成により改正することができる。

附 則

昭和53年 4月6日	制定・施行
昭和57年 5月15日	改正・施行
昭和60年 5月18日	改正・施行
平成 6年 5月12日	改正・施行
平成 7年 5月20日	改正・施行
平成15年 5月18日	改正・施行
平成21年 5月23日	改正・施行
平成27年 5月23日	改正・施行

### 細 則

#### 第1章 委 員 会

（委員会の構成）

第1条 常任委員会の構成は次の通りとし、委員は各学級よりそれぞれの委員会に各1名ずつ原則として選出する。

但し、同一人が二以上の委員を兼任できない。

1. 広報委員会
2. 学年委員会
3. 成人委員会
4. 交通安全対策委員会

（指名委員会）

第2条 指名委員会は常任委員会において選出された保護者6名（各委員会より1名、運営委員2名）教職員2名の計8名をもって構成し、第1回指名委員会は会長がこれを召集し、正（1名）、副（1名）委員長は互選とする。

第3条 その他の特別委員会は、運営委員会において設置された委員会をいい、それぞれ定められた任務に従い、必要な審議・活動を担当する。

（委員会の任務）

第4条 常任委員会の任務は次の通りとする。

1. 広報委員会は会員相互の連絡を密にし、この会の事業の周知徹底をはかる。
2. 学年委員会は各学年学級での諸問題を調査研究立案し、学級PTAの運営をはかり、その教育活動に協力する。また、生徒の家庭生活および社会生活の向上に役立てるよう必要な計画を立て、地区のPTAの運営をはかる。
3. 成人委員会は会員相互の親睦と教養の向上をはかる。
4. 交通安全対策委員会は田奈高校生徒の交通安全の為、学校内外の活動に参加する。

第5条 指名委員会は役員および会計監査の候補者の公募を行う。立候補者を含めて人選を行い、指名者の同意を得て、総会の7日前までに全会員に通知する。

第6条 各委員会の任期は1年とする。但し、再任は妨げない。また特別委員会の任期は、その任務が終了した時をもって終わる。

## 第2章 慶 弔

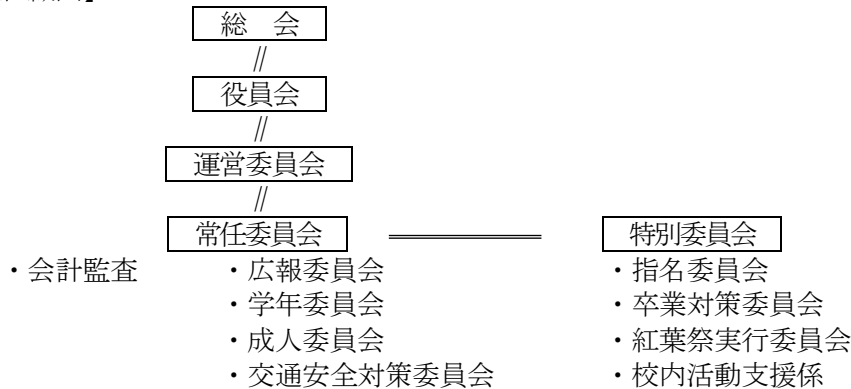
第7条 慶弔に関しては、役員会において協議する。

## 第3章 細 則 の 改 定

第8条 この改定は、運営委員会において、出席者の3分の2以上の賛成により改正することができる。

改正された細則は次の総会に報告しなければならない。

### 【組織図】



### 附 則

昭和53年 4月 6日	制定・施行
昭和57年 5月15日	改正・施行
昭和60年 5月18日	改正・施行
平成元年 5月20日	改正・施行
平成 3年 4月 6日	改正・施行
平成 7年 5月20日	改正・施行
平成15年 5月18日	改正・施行
平成27年 4月11日	改正・施行

### 【PTA慶弔規定】

対象	保 護 者	教 職 員
弔 費	「会員の死去」 香典 10000円 花輪または生花（実費） 15000円相当  「生徒の死去」 会員に準ずる	「教職員の死去」 会員に準ずる 「教職員の両親・子・配偶者 同居の義父母の場合」 香典 5000円 花輪または生花（実費） 15000円相当
慶 費		結婚 5000円
転退任	退任する運営委員・監査には 記念品を贈る	転退任者には記念品を贈る